

資料 1

第4回条例について話し合う100人委員会 議事録・要約版(案)

日時：平成22年5月25日(火)18:00~20:30

場所：与野本町コミュニティセンター

1. 開会 司会挨拶・本日のテーマの説明(宗澤委員長)

2. 議題 グループ討議・全体発表 各グループで話し合った内容について発表

条例の基本構想について

1 条例の目的と性格

障害者権利条約を基本に作成するのは当然。障害者を医療モデルではなく、社会モデルとしての位置づけに。自己選択や自己決定が可能で、必要な支援を差別なく受けられる環境をつくることをしっかりと位置づける。「弱者救済」ではなく、障害者と健常者の垣根をいかになくすかが問題。関係者や健常者の意識改革が大事。障害者のための条例ではなく、障害者も含めた市民全体のための条例でなくてはならない。条例の限界がある。国の差別禁止法に繋げていく必要がある。実効性に不安がある。さいたま市の縦割り行政の解消に繋げてほしい。制度をどのように変えていくか。社会参加をどのように捉えるか。

2 条例の名称

一般市民も含めた形に。障害者と健常者を分けているような印象を受ける。「ノーマライゼーション」「インクルージョン」という言葉が分かりにくい。幼い子から高齢者までわかりやすい言葉でふさわしい名称があるのでは。例)「思いやり」「こころ」「ハート」「誰にでも」等障害者の「害」を平仮名にするかどうか。

3 条例の対象とする障害者の範囲

障害の範囲を狭めないでほしい。障害者を範囲として考える必要があるのだろうか。一般市民の中に含まれているものだとすれば、障害だけを取り上げて特にやらなくてもよいのでは。概念図については、この枠の外側に市民という枠がなければならない。障害を持っていても市民。知的障害、身体障害、精神障害の3区分や手帳有無に関係なく、発達障害、内部障害、難病、高齢者、妊婦等、様々に弱い立場の人のことを考えたい。一般市民にも関心を持ってもらえるように、範囲を考えたらどうか。

4 条例の構成

(1) 総則

・市及び市民の責務

必要なサポートが入手できる町づくりが市の責務。聴覚障害が必要な情報を入手できるように。「全国に先駆け、さいたま市はこういうことをやるのだ。」という、市の姿勢を宣言として出してほしい。サポートはお互い様。「支援してやる。」ではなく、サポートすることで自分の人生を高める前向きな姿勢を。基礎教育の中に障害のある人の理解を進めるような学習を必ず入れる。

(2) 障害者の権利擁護

日々起きている差別や偏見に基づく人権侵害や、移動支援など具体的な制度の不備等の状況を改善していくことが求められる。国と制度との整合性があるので、条例でどこまで踏み込めるのか。「ペナルティ」とあるが、障害のある人が特別扱いされるような印象。逆に障害者が生きにくくなるようでは困る。ただ、差別や虐待の実態への対応は必要。

(3) 障害者の自立及び社会参加の支援

追加してほしい項目・内容

- ・住まいの確保の仕組み、どこで誰と暮らすのかの権利
- ・所得保障
- ・政治参加についての保障
- ・医療的な支援
- ・個々に合わせた教育、医療、情報の保障。

予算確保、人的確保もしっかりと位置づけてほしい。

障害者だけでなく、一人の市民として生きていく上で、何か困難に遭遇した時(怪我をしたり、妊娠したりした時)に、公的にどんな支援が向けられるのか、それが分かるような条例が必要。もっと中身を分かりやすく。

障害者も一般市民と一緒だが、配慮や支援が必要だということが考えられるような条例に。

色々な項目をたくさん入れるのではなく、実効性のある項目に絞ったらどうか。

制度やシステムが向上するハード面と、こころの教育を育むソフト面の両輪が必要。

(4) 条例の推進体制

障害当事者が参加して条例推進を進めるモニタリングのシステム、チェック機能を位置づけるべき。

何かが起こったときに訴え、取り上げられ、内容が市民に伝わるようなシステムをつくるべき。

提示された内容では十分に進行管理ができないのでは。もっと仕組みが必要。

条例の表記

内容が難しい。読んですぐに理解できるものを。小学生や知的障害のかたにも理解できる文章をつくる。

その他

100人委員会の議論・運営

100人委員会でのみんなの意見が条例に足跡として残っていくように。

権利条約や新しい法律の動きについて学習する場が必要。

条例制定後も定期的に学習会を開催したい。

条例検討専門委員会と100人委員会の間に落差がある。わかりやすい言葉で条例をつくってほしい。

条例の基本構想を検討するにあたって、各障害者団体への意見聴取も行ってほしい。

一般市民への啓発・広報

療育施設や学校、病院、コミュニティセンターなどに条例づくりが分かる、わかりやすいチラシを。

一般市民の参加のために、行政はどのような働きかけをしているのか。さらなる強化を。

多くの市民への浸透・理解が必要 啓発活動や具体的な方法については施策推進協議会で協議していく。

市のホームページのトップページに条例のリンクバナーをつけてほしい。

3. 閉会 司会まとめ (宗澤委員長)

皆さんの権利保障に対する本気度を受けて実現しなければならない問題。

100人委員会で話し合った内容、発言、差別事例や願いが随所に足跡として残るような条例に仕上げたい。実効性のある条例にするために。

さいたま市で差別されている事実を具体的に是正し、克服できるような力を持つものでなければならない。

そのことを通じて、全ての市民の権利を保障するという構成にしていくように条文を仕上げる。

障害のある人を市民の真ん中に据えて条例を考える。市民と分け隔てるという発想は一切持っていない。

皆さんのご意見が条例の中に足跡として残るように努力したい。

次回・・・6月12日(土)14~17時 プラザイースト テーマ・・・就労について